

森林吸収量認証に係る必要経費基準

令和 7 年 4 月

公益社団法人 京都モデルフォレスト協会

1 森林吸収量認証基準経費

申請 1箇所あたり基準経費 **67,100円（消費税相当額(10%)含む）**

(現地調査に係る当協会事務所から現地までの車走行の片道距離（以下「片道距離」という。）が 10km 以下、認証対象面積が 1.0ha 未満を 1 箇所の基準とする。)

2 距離加算

現地までの片道距離が、基準の 10km を超える場合、超える分の 10km までごとに基準額の 7%増額

3 面積加算

認証対象面積が基準の 1.0ha 以上の場合、超える分の 1.0ha までごとに基準額の 7%増額

4 標準地加算

標準地が基準の 1 箇所を超える場合、超える分の 1 箇所ごとに基準額の 10%増額

5 加算方法

加算は、基準額に距離加算額、面積加算額、標準地加算額を加えて算出するものとする。

（下記 6 以外の場合の経費は、別表 1 による。）

6 会員優遇措置

当協会の以下の会員は、1 年度に 1 回、経費の優遇措置を受けることができる。

- ・正会員 基準額の 30% 減額
- ・賛助会員 基準額の 15% 減額

（注：加算額についても減額されるが、端数処理の関係で約 30%、約 15% となる。会員優遇措置の場合の経費は別表 2、別表 3 による。）

7 その他

- ・基準経費、加算割合および会員優遇措置は改定することがある。
- ・経費には、諸経費が含まれる。
- ・別表 1～3 に無い場合は、別途計算し提示する。
- ・京都府森林吸収量認証制度現地調査要領で標準地を設けない作業種が単独である区域については、標準地調査経費を減ずる。